に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 11 年度から平成 27 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 11 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から平成 27 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 11 年度から平成 27 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成 14 年度から平成 27 年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

W_{18} ＝ 0.067

W_{19} ＝ 0.066

W_{20} ＝ 0.066

W_{21} ＝ 0.065

W_{22} ＝ 0.045

W_{23} ＝ 0.044

W_{24} ＝ 0.044

W_{25} ＝ 0.004

W_{26} ＝ 0.003

W_{27} ＝ 0.001

X_n　平成 n 年度において発行について許可された臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 8 年度から平成 13 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

Y_8 ＝ 0.008

Y_9 ＝ 0.008

Y_{10} ＝ 0.006

Y_{11} ＝ 0.007

Y_{12} ＝ 0.011

に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 11 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 11 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 11 年度から平成 28 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成 14 年度から平成 28 年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

W_{19} ＝ 0.066

W_{20} ＝ 0.066

W_{21} ＝ 0.065

W_{22} ＝ 0.045

W_{23} ＝ 0.044

W_{24} ＝ 0.044

W_{25} ＝ 0.044

W_{26} ＝ 0.003

W_{27} ＝ 0.001

W_{28} ＝ 0.0010

X_n　平成 n 年度において発行について許可された臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 9 年度から平成 13 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

Y_9 ＝ 0.008

Y_{10} ＝ 0.006

Y_{11} ＝ 0.007

Y_{12} ＝ 0.011